

人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース） 導入・運用計画提出 チェックリスト 【表面】

※ 介護福祉機器等助成は、介護関連事業を営む（事業の一部として介護関連事業を営む場合を含む）事業主が対象です。

事業主名： _____

R5.4 埼玉労働局

	ご提出いただく書類 (A4版での提出にご協力お願いします) ・ 確認事項	事業所 チェック	HW チェック
1	<p>人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）導入・運用計画（変更）書（様式第 b-1 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 提出期限内であるか （*）提出期限は、計画期間の初日の6ヶ月前の日から1ヶ月前の日の前日までです。 （例：計画期間が6月1日からの場合は、4月30日までに提出） <input type="checkbox"/> 事業主住所等の記入漏れはないか <input type="checkbox"/> 標題の「変更」が二重線で消されているか（変更届の場合は○で囲まれているか） <input type="checkbox"/> 導入・運用計画期間は 3ヶ月以上1年以内であるか（※） （※）新規創業事業主の場合、事業開始月の初日から3か月以上の期間が設けられているか <input type="checkbox"/> 導入・運用計画期間の開始日は、介護福祉機器を導入する月の初日であるか <input type="checkbox"/> 様式第 b-1 号：②（1）は、様式第 b-1 号【別紙1】裏面：合計額（イ+ロ+ハ）と一致するか。 		
2	<p>介護事業主であることが確認できる書類（介護保険指定事業所の指定通知等） ※「介護サービス情報公表システム」を検索する等の方法で「介護保険事業所番号」により介護事業主であることが確認できる場合は、介護事業主であることを証明する書類の添付は不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 介護福祉機器導入事業所において、「介護保険法」に基づく指定又は許可を受けているか 		
3	<p>人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）導入・運用計画対象経費内訳書【計画提出時】 （様式第 b-1 号別紙1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ①：(7-1)「介護雇用管理責任者」は選任されているか <input type="checkbox"/> ②：(3) 見積単価は10万円以上（税込み）か ※ 一品（一台）の見積価格及び購入金額が10万円未満（税込み）の機器は対象外です。 ※ 設置に係る費用（工事費等）、送料及び振込手数料は対象外です。 <input type="checkbox"/> ②：(5) 支払予定額は、支給申請日までに支払いが完了する見込みの金額を計上しているか <input type="checkbox"/> ②：(7) 支払方法は、一括又は分割（支払い回数）が記入されているか <input type="checkbox"/> ②：(9) 導入機器の設置・整備場所は記入されているか。 <input type="checkbox"/> ②：(10) 導入機器の用途は記入されているか。 ※ 具体的な作業内容と、要介護者（残存能力や障害の程度）の場合に何人の介護労働者で、どの介護福祉機器をどのように使用するか、という観点から記載して下さい。 <input type="checkbox"/> ②～④の各記載金額は、カタログ、見積書等と整合性があるか。 <input type="checkbox"/> ③：(1-1) 保守契約が「無」の場合、(2) に具体的なメンテナンス方法・内容の記載があるか <input type="checkbox"/> ④：(1)～(4) スケジュール・研修内容等が具体的に記載されているか <input type="checkbox"/> ④：(1) 研修内容は、機器の使用方法的説明、留意点の指摘、デモンストレーション等を含んだものとなっているか <input type="checkbox"/> 合計額（②：イ+③：ロ+④：ハ）は記入されているか。 		

【裏面に続く】

	ご提出いただく書類 (A4版での提出にご協力をお願いします) ・ 確認事項	事業所 チェック	HW チェック
4	介護労働者名簿（様式第 b-1 号別紙 2） ※ 主たる事業が介護事業以外の事業主又は介護労働者すべてが雇用保険一般被保険者ではない事業主は作成が必要です		
	<input type="checkbox"/> 表面の「Ⅰ. 計画時離職率算定期間の初日時点の介護労働者」及び裏面の「Ⅱ. 計画時離職率算定期間に 1 日以上在職していた介護労働者」について記載されているか		
5	導入予定の介護福祉機器とその購入（賃貸）予定価格が確認できるもの（写）		
	<input type="checkbox"/> ・カタログ ・価格表 ・見積書		
6	対象事業所における計画時離職率の算出に係る期間の雇用保険一般被保険者離職状況がわかる書類		
	<input type="checkbox"/> 離職証明書（写）、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）（写）		

❖ 上記以外に確認書類の提示・提出を依頼する場合がございますのでご協力をお願いします。

- 👉 支給申請時に、請求書・領収書・納品書の写しの提出をお願いしておりますのでご用意ください。
請求書と領収書（納品書）はセットでの提出をお願いしております。
（請求書・領収書に代わるものとして売買契約書でも可能です。）

～ ご提出いただいた計画に変更が生じたら ～

認定を受けた導入・運用計画に変更が生じたときは、以下の変更内容に応じて「人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）導入・運用計画（変更）書（様式第 b-1 号）」と変更内容が確認できる書類をハローワークにご提出ください。（変更内容により、提出期限が異なりますのでご注意ください。）

- 介護福祉機器の導入予定日及び導入・運用計画期間の変更
導入予定日の変更及びそれに伴う導入・運用計画期間の変更は、変更後の導入予定日の属する月の前月末までに行うこと。（変更後の導入予定日が、変更前の導入予定日と同月の場合は、変更届の提出は不要）
- 新規創業事業主における事業開始日の変更
事業開始日の変更に伴う導入・運用計画の変更は、変更後の事業開始日の属する月の前月末までに行うこと。
- 導入・運用計画期間の延長又は短縮に係る変更
導入・運用計画の延長又は短縮に係る変更は、変更前又は変更後の導入・運用計画期間の末日のいずれか早い日までに行うこと。
- 導入機器の内容の変更
導入機器の内容の変更（品目、台数、購入金額、賃借料、保守契約、導入事業所の変更等）は、機器導入日の属する月の前月末までに行うこと。
- 機器導入の使用を徹底するための研修の変更
導入機器の使用を徹底するための研修のうち研修費用の変更は、研修実施日の属する月の前月末までに行うこと。

☆ 上記以外の変更については、導入・運用計画の変更の必要はありません。
なお、**変更書を提出せず、認定を受けた計画と異なる機器の導入・運用を行った場合、原則として支給対象とはなりませんのでご注意ください。**